
海面上昇による気候変動避難民と 国際法の対応

藤澤 巖

Fujisawa Iwao

はじめに

2016年10月、キリバス、ツバル、マーシャル諸島、およびニュージーランドの自治領トケラウの首脳が会合し、気候変動に関する行動を促す「フナフチ宣言」を発表した。この宣言のなかで首脳たちは、世界中の人々がすでに気候変動のために住処を失いつつあることを認め、このような「気候変動避難民 (people displaced by climate change)」を保護するための「法制度 (a legal regime)」の発展を呼びかけ、気候変動による避難民を保護するための国際連合決議を推進するための協働を約束している⁽¹⁾。この宣言は、気候変動の結果としての海面上昇により太平洋の島嶼国の陸地が減少し、ひいては完全に水没する結果、住民が避難を強いられつつあるという危機感に根差すものとみることができるだろう。

しかし、このような気候変動を原因とする避難民だけを特定の保護する法制度の確立という考え方には批判がないわけではない。たとえばJ・マクアダムは、難民条約に倣った「気候難民条約」の提案の問題点を指摘している。それによれば、①人間の移動の主要な原因として、気候変動を他の要因から区別することは難しい、②他の強いられた移民に対して気候変動避難民を優遇する十分な法的および道徳的理由がない、③個人ごとの地位の決定に基づく保護は、大規模避難の事例には適さない、④気候難民を定義することは、そのカテゴリーを固定化し援助を必要とする人々を排除してしまう可能性がある、⑤そのような新合意についての政治的意欲が諸国に存在しない⁽²⁾。

このうち①③は、避難の原因の本来的な複合性や、大規模避難の場合の個別決定の非現実性による、避難の原因が気候変動であることの証明の事実上の困難を指摘するものと捉えることができる。

②④は、人権の観点からは、重要なのはたとえば生命の権利といった個人の権利への「損害 (harm)」からの保護であって、その損害の原因が気候変動であるか否かは問題ではないことを指すものと言えるだろう⁽³⁾。

⑤については、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 体制における気候変動による避難の問題の位置付けを参照すべきであろう。UNFCCC体制においては、気候変動避難は、気候変動への「適応 (adaptation)」または気候変動による「損失および損害 (loss and damage)」の問題として性格付けられている⁽⁴⁾。温室効果ガス排出削減などによる気候変動の抑制を意味する「緩和 (mitigation)」とは異なり、適応は気候変動の悪影響を予期し気候変動が引き起こす損

害を最小化することなどを含む⁽⁵⁾。「損失および損害」は、適応の一部と捉える見方もあるが、「パリ協定」では、適応とは別に、「気候変動の悪影響（気象についての極端な事象および緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失および損害を回避し、および最小限にし、ならびにこれらに対処すること」として8条に盛り込まれた⁽⁶⁾。

適応のための措置の利益は、国際社会全体ではなく措置がとられる国家自体に生じるので、個別国家に適応のために行動するインセンティブがあると指摘される⁽⁷⁾。この指摘は「損失および損害」についても当てはまるであろう。しかしこれは、裏返して言えば、適応や「損失および損害」への対応としての気候変動避難民についての島嶼国の措置を、他国が支援するインセンティブが存在しないことを意味する。適応や「損失および損害」への対応の利益は島嶼国に生じるだけであって、他国は避難民の受け入れなどの負担だけが生じることになるからである。

こうして、気候変動避難民だけを特定の保護するのではなく、人権という、より広い枠組みでの対応が提唱される⁽⁸⁾。しかしこのような見解に対してはなおも、たとえば気候変動と人間の移動の間に明瞭な因果関係を確定するのが困難であるとしても、国際法はすべての人間移動を同様に扱ってはならず、難民条約のように移動の理由を精査しているのであって、気候変動避難民についてもそれに適合した革新的な法的対応を放棄すべきでないとの反論も存在する⁽⁹⁾。

そこで以下では、気候変動避難民に特化した保護という考え方が、UNFCCC上どのように評価されてきているのか概観したい。そのうえで、そのような気候変動による海面上昇およびその帰結としての気候変動避難民を特定の対象とする規律が海洋法上可能であるか否か検討したい。

1 UNFCCC体制における気候変動避難民への取り組みの展開

(1) 気候変動避難調整制度構想の挫折⁽¹⁰⁾

2015年に採択されたパリ協定の起草過程においては、「損失および損害」の問題として気候変動避難民に対処するための仕組みとして、「気候変動避難調整制度（Climate Change Displacement Coordination Facility）」を設立すべきという提案が、途上国の側からなされた。2015年9月の交渉会合では、途上国（G77＋中国）が「気候変動避難調整制度」の設立を提案したが、そこでは緊急援助のための仕組みの発展の支援と組織的な移住および計画的移転の提供の支援がその任務とされた⁽¹¹⁾。また、他の締約国が「気候変動避難調整制度」の理解を深めるために、G77＋中国が「気候変動避難調整制度」の説明を10月の交渉会合までに提出するとされた⁽¹²⁾。しかし、10月の会合において、G77＋中国が「気候変動避難調整制度」について詳しい説明を行なった形跡は見当たらず、10月段階の提案は9月段階とほとんど変化していない⁽¹³⁾。

2015年11—12月のパリでのUNFCCC第21回締約国会議（COP21）第1週目のパリ協定草案では、「気候変動により誘発される避難、移住および計画的移転に対処するための努力を援助するため、……気候変動避難調整制度が設立されなければならない」との規定が盛り込まれ、

協定を採択するCOP決定の草案では、①緊急援助のための仕組みの発展の支援、②組織的な移住および計画的移転の提供の支援、が制度の任務とされていた⁽¹⁴⁾。しかし、その後の交渉の結果、先進国の反対により、最終的に採択されたパリ協定8条には、気候変動避難民についての言及は一切存在しない⁽¹⁵⁾。

こうして「気候変動避難調整制度」構想は失敗したが、その理由は2つ考えられるだろう。ひとつは先進国の反対である。これは「はじめに」で述べたように、「損失および損害」としての気候変動避難民への対応は、先進国にとっては負担だけが課されることになるので、そのような制度の設立に同意するインセンティブはなかったと考えることができる。

もうひとつは、G77+中国が、「気候変動避難調整制度」の概要について説明を求められたにもかかわらず、交渉過程において説明を行わなかったことである⁽¹⁶⁾。これは、この制度を提案した途上国側も、その具体的な制度設計を案出することができなかったと解釈することができるだろう。「はじめに」で述べたように、気候変動避難民を特定の保護する法制度については、避難の原因が気候変動であることの証明の困難という実際上の問題点と、そもそも人権の観点からは気候変動避難民を他の避難民より優遇して保護する根拠がないという規範的な問題点があった。これらの実際のおよび規範的問題点に照らせば、途上国側が「気候変動避難調整制度」の具体的内容を説明できなかったのも意外ではない。

(2) ワルシャワ国際制度避難作業部会

2013年のCOP19で設立された「ワルシャワ国際制度」は、気候変動の影響にかかわる損失および損害に対処するための機関である⁽¹⁷⁾。上述したように「気候変動避難調整制度」をパリ協定に盛り込むことは失敗に終わったが、パリ協定を採択した2015年のCOP決定は、「気候変動の有害な影響に関係する避難を回避し、最小化し、かつそれに対処するための統合アプローチ (integrated approaches) についての勧告を発展させるため」の作業部会の設立を、ワルシャワ国際制度に要請した⁽¹⁸⁾。結果として設置された「避難作業部会 (Task Force on Displacement)」は、2018年に報告書を公表している⁽¹⁹⁾。

この報告書の基調は、気候変動避難民を特定の保護する制度を追求するのではなく、人権や人道といった一般的な枠組みのなかで気候変動避難民に対応することにあると解釈できる。すなわち作業部会は、突発的な事態および緩やかに進行する事態双方における避難を「開発、人道および人権の課題」として認める (para. 20)。また、気候変動避難に関する「統合アプローチ」は、「人間の移動 (human mobility) と気候変動という、より広い文脈」で取り組まれるものであり、災害リスク低減、人道援助・保護、人権、難民保護、脆弱な状況の人々のニーズに対処し持続可能な開発を促進する作業といった諸分野での行動に関連していると指摘されている (para. 21)。

このような一般的な枠組みのなかで気候変動避難民に対応する「統合アプローチ」が採用されている主要な理由は、「はじめに」で挙げた①の点、すなわち避難の原因の複合性に求められている。報告書によれば、人間の大規模な移動は「気候変動をその動因のひとつ (climate change as one of the drivers)」とするものである (para. 16)。報告書に添付されているステークホルダー協議会合の記録では、「人間の移動は複数の動因によって影響されるのであり、個人

が移動を強いられる場合に、それが気候変動のみの結果である蓋然性は低く、むしろそれは社会的、経済的、環境的、人口のおよび政治的動因の結合の結果であり、『統合アプローチ』はこの『多因性 (multi-causality)』を考慮するものである」と説明されている⁽²⁰⁾。

こうして、UNFCCC体制は、「気候変動避難調整制度」のような気候変動避難民を特定の保護する制度の模索から、開発や人権といった、より一般的な枠組みのなかでの対応へと移行しつつあると考えることができる。これまでの検討が示すように、このような移行の理由は、第1に、「損失および損害」に対処するための制度では、対処が行なわれた国に利益が生じるだけなので、負担だけを課される他の国はそのような制度の設立に合意するインセンティブがない点、第2に、避難は多因性を有し、気候変動のみを原因として特定するのが実際には困難な点、にあったということができる。

2 一般的枠組みへの包摂

それでは、気候変動避難民の問題を包摂する一般的枠組みとしては、どのようなものが考えられるだろうか。ここでは例として移住と人権をみておきたい。

(1) 国連移住グローバルコンパクト

避難作業部会の報告書は、国家に対する勧告のひとつとして、秩序ある安全、正規かつ責任ある移住および人の移動を容易にすることに言及している (para. 33 (f))。つまり、気候変動避難民を移住という一般的枠組みのなかで解決する方向性が示されている。

この移住の問題に関する国際的な文書としては、2018年に国連総会で採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト (Global Compact for Safe, Orderly and Regular Migration)」がある⁽²¹⁾。このグローバルコンパクトは、法的拘束力を有さない国際協力の枠組みであり、移民政策を決定する国家の主権的権利、人権や法の支配、持続可能な開発といった指導原則を掲げる (para. 15)。気候変動もこの包括的な移住の枠組みに位置付けられている。具体的には、第1に、人々が本国を去ることを強いる有害な動因および構造的要因の最小化という目的のなかで、そのような要因のひとつとして「気候変動の悪影響」に言及している (para. 18)。第2に、正規移住の方途の利用可能性および柔軟性の強化という目的に関連して、「砂漠化、土壌劣化、干ばつおよび海面上昇のような、緩やかに進展する災害、気候変動の悪影響および環境悪化のために、本国を去ることを強いられる移民のための解決策の特定、発展、および強化のために協力する」ことを定めている (para. 21 (d))。

国連移住グローバルコンパクトは、避難の諸要因の最小化および正規移民の機会の拡大という、移住に関する一般的な文脈のなかで、気候変動避難民の問題も解決しようと試みるものと捉えることができるだろう。

(2) 人 権

避難作業部会の報告書は、気候変動避難の問題への対処は、「それぞれの国際人権義務に合致した仕方ではなされる必要がある」と指摘している (para. 22)。気候変動避難民を人権という一般的な枠組みに位置付ける場合、実際に特に問題となるのが、そのような避難民が滞在する国が、当該避難民を本国に送還することが許されるか否かである。一例として、国際

人権規約の自由権規約人権委員会の最近の個人通報事例をみておこう。

この事件では、キリバス国民のI・ティティオタがニュージーランドで難民申請を行なったが棄却されキリバスに送還されたことが、ニュージーランドによる彼の生命に対する権利の侵害であるか否かが争われた⁽²²⁾。

本件では、最終的には、ティティオタの主張に対するニュージーランド当局の評価に明白な恣意性、誤りまたは不正はなかったとして、ティティオタの請求は退けられた (paras. 9.6-9.14)。しかし同時に委員会は、嵐や洪水のような突発的事態および海面上昇、塩害、土壌劣化といった緩やかに進行する過程が、気候変動に関連する損害からの保護を求める人々の越境移動を後押ししうると述べ、確固たる国内的および国際的努力がなければ、受け入れ国における気候変動の影響が自由権規約の6条および7条の権利の侵害に個人をさらすこととなり、それにより送還国の送還禁止 (non-refoulement) 義務が発動されることはあると指摘している (para. 9.11)。つまり、委員会は、気候変動が生命に関する権利に対する回復不能の損害の現実のリスクとなりえ、そのようなリスクが存在する場所に人を送還しない義務が存在することを承認していると言える。

さらに注目すべきは、委員会が、将来海面上昇がキリバスを居住不能とする可能性はあるが、それまでの間に、国際共同体の支援を得て、キリバス政府が住民を保護し必要な場合には移転させる積極的措置をとることは可能であると述べ、また気候変動関連損害に対する既存の脆弱性を低減させ強靱性を構築するための適応措置をキリバス政府が実際にとっているというニュージーランド当局の認定を参照していることである (para. 9.12)。ここでは、他国の支援によって適応措置が行なわれなければ避難民に対する送還禁止義務の適用という不利益が他国に生じるという関連付けによって、島嶼国の措置への支援のインセンティブを他国に生じさせようという考え方が示唆されているとみることができる。

3 気候変動避難民と海洋法

避難作業部会の報告書は、グローバルな政策への人間の移動と気候変動の問題の包摂の空隙 (gaps) の一例として、海洋を挙げている (para. 81)。海洋に関する国際法規制の中核をなすのは国連海洋法条約 (UNCLOS) であるが、UNCLOSが採択された1980年代初頭には、まだ地球温暖化による気候変動の問題は国際的に注目されていなかった。したがって、UNCLOSの諸規定の内容は、気候変動の問題を考慮していない。そこで以下では、気候変動を原因とする問題だけを他と区別して特定の規律することが海洋法上可能かどうか概観したい。

(1) 諸海域の限界線

「はじめに」でも述べたように、気候変動避難民について国際協力が成功しない理由のひとつは、避難民を引き受ける他国は負担を課されるだけで利益は生じないので、協力するインセンティブが存在しないことにあると考えることができる。

そこで、たとえば海面上昇に脅かされる島嶼国が自国民を移民として他国に受け入れてもらう引き換えに、排他的経済水域 (EEZ) における漁業権を当該他国に認めるといった取り決めであれば、他国にも協力のインセンティブが生じるのではないかと、という考え方があり

うる。しかし、UNCLOS上、原則として、海岸の低潮線が後退すればこれに対応して基線も後退し⁽²³⁾、基線の後退に応じて領海やEEZといった諸海域の外側の限界線も後退すると考えられている⁽²⁴⁾。したがって、気候変動による海面上昇により島嶼国の海岸線が後退すれば、それに応じてそのEEZの範囲も縮小してしまうので、上述のような取引の余地が狭まるという問題がある。

そこでさらに、領海やEEZなどの諸海域の外側の限界線を海面上昇に対して固定することによって、海面上昇により脅かされる潜在的な避難民の本国がEEZへの主権的権利を維持できれば、他国との提携が可能になるという主張がなされている⁽²⁵⁾。実際、近年において太平洋の島嶼国は諸海域の限界線の固定を主張している。たとえば、2019年、太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum）は、「1982年UNCLOSに即してフォーラム加盟国の諸海域に一度境界線が引かれたなら、当該加盟国の諸海域は海面上昇および気候変動の結果として（as a result of sea level rise and climate change）挑戦を受けることも減少させられることもできないことを確保する目的での、国際法を発展させることを含む集団的な努力」を約束している⁽²⁶⁾。

しかし、気候変動による海面上昇を対象に諸海域の限界線を固定するという規則について仮に国家間の合意が成立したとして、それが実際に適用可能かどうかは疑わしい。というのは、そのような規則を実際に適用するためには、海面上昇による海岸線の後退と、浸食や地殻変動などそれ以外の原因による海岸線の後退を区別できなければならないからである。避難の原因として気候変動を特定するのが困難なのと同様、海岸線後退の原因として気候変動による海面上昇を特定するのも困難であろう。実際に適用可能なのは、海岸線の後退がいかなる原因によるかにかかわらずすべての海岸線後退に対して諸海域を固定するという、より一般的な規則であるように思われる。

（2）気候変動避難民の海上阻止

今日、移民を乗せた船舶が自国の領域に進入することを阻止するために、沿岸国の軍艦その他の政府船舶が、海上でそれら船舶を押し戻すことがしばしば行なわれる⁽²⁷⁾。UNCLOS上、沿岸国がいかなる措置をとることができるかは、領海、接続水域、公海といった各海域によって異なる⁽²⁸⁾。したがって沿岸国がそれぞれの海域でUNCLOS上許容されない措置をとれば、それ自体国際法違反である。ここでの問題は、仮に沿岸国の措置がUNCLOS上一般的に許容されるものであっても、気候変動避難民については例外的に当該措置を差し控え沿岸国の港への寄港を認めるといった規則が可能か否かである。

結論から言えば、このような規則についても、「はじめに」で検討したマクアダムの指摘が当てはまるように思われる。すなわち、①負担だけを課される沿岸国にはそのような規則に合意するインセンティブがない、②船舶上の避難民の避難の原因が気候変動であることを特定することは難しい、③気候変動避難民を他の理由による避難民より優遇することを規範的に正当化する根拠がない。

したがって、気候変動避難民の海上阻止の問題についても、やはり一般的な海洋法の枠組みのなかで対処するのが適当であると考えられる。具体的には、海上における「遭難（distress）」に関する規律の適用を考えることができる⁽²⁹⁾。UNCLOSは、自国を旗国とする船舶の

船長に対し、船舶、乗組員または旅客に重大な危険を及ぼさない限度において、海上において生命の危険にさらされている者を発見したときは、その者に援助を与えることなどの措置を要求することを国家に義務付けている（98条1項）⁽³⁰⁾。また、UNCLOSには明文規定はないが、遭難の場合に船舶が入港する権利や、その際の沿岸国の法令違反からの免除が、国際慣習法上認められている⁽³¹⁾。

さらに、遭難船舶の救援の結果、何らかの仕方で避難民が沿岸国の管轄権の下に入った場合には、それら避難民の人権を保護する義務が沿岸国に課される。たとえば自由権規約人権委員会は、2010年にマルタ共和国がリビアからの移民を乗せた船舶を海上で救助した後リビア当局の警備艇に引き渡したとされる事例について検討している。マルタは、問題の移民は当初乗船していた船から直接リビアの警備艇に移動したのであって、マルタの領域にもおらずマルタの支配下にもなかったとして事実関係を争う一方で、海上で救助された人間はマルタの管轄権に服するものではないという原則的立場を主張した⁽³²⁾。しかし人権委員会は、送還禁止原則の侵害といった移民の不当な取り扱いの現実のリスクがあるとして、マルタが海上で救助された人間に対する管轄権を争っていることに遺憾の意を示し、海上で救助または阻止された移民に難民審査手続きへのアクセスが与えられるよう確保すべきであるとマルタに勧告している⁽³³⁾。

おわりに

「気候変動避難民」を特定の保護する法制度については、マクアダムが指摘するような種々の難点があり、むしろ人権、移住、海洋法といった一般的な枠組みのなかで対処することが適切であると考えられる。本稿で検討したように、UNFCCC体制における議論もその方向で展開していると捉えることができる。もちろん難点のひとつである他国のインセンティブの問題については、島嶼国による適応や「損失および損害」最小化のための措置が失敗した場合に発生する避難民についての送還禁止義務の強調や、EEZ等の海域の固定およびその権益の提供といった方法で、ある程度緩和できるかもしれない。しかし避難の多因性や気候変動避難民を他の避難民に対し優遇する規範的根拠の欠如といった難点に照らせば、上記のような方法で生じる他国のインセンティブは、たとえば正規の移住機会の拡大といった一般的な枠組みのなかでの対処の促進に向けて利用すべきであろう。これは海洋に関する問題についても同様であり、気候変動による海面上昇や避難民のみを対象とする規則は、因果関係の特定の困難などの問題がある以上、遭難救助などの一般的な枠組みでの対処を模索すべきと考えられる。

- (1) Coalition of Atoll Nations on Climate Change (CANCC) Leaders' Summit, Funafuti Declaration, Funafuti, Tuvalu, 7 October 2016, para. 7.
- (2) Jane McAdam, *Climate Change, Forced Migration, and International Law*, Oxford University Press, 2012, pp. 187–188.
- (3) Ibid., p. 89.
- (4) Carlos Arenas, “A Climate Change Displacement Coordination Facility in the Paris Draft Agreement: Summary

- of Facts,” *Displacement Solutions*, 6 November 2015, <http://displacementsolutions.org/wp-content/uploads/2015/11/Climate-change-displacement-coordination-facility.pdf>, p. 1.
- (5) Daniel Bodansky, Jutta Brunnée, and Lavanya Rajamani, *International Climate Change Law*, Oxford University Press, 2017, p. 14.
- (6) *Ibid.*, pp. 238–239.
- (7) *Ibid.*, p. 14.
- (8) McAdam, *supra* note 2, p. 38.
- (9) Hitomi Kimura, “Addressing Climate-Induced Displacement: The Need for Innovation in International Law,” in Neil Craik et al. eds., *Global Environmental Change and Innovation in International Law*, Cambridge University Press, 2018, p. 127.
- (10) 本項の記述は、Arenas, *supra* note 4 および、浦上亜希子「パリ協定の解説——第8条（損失と損害）」、地球環境戦略研究機関（IGES）〈国際交渉特集——パリ協定の解説〉（<https://www.iges.or.jp/sites/default/files/inline-files/08.pdf>）に依拠している。
- (11) Arenas, *supra* note 4, p. 4; Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, Second session, part ten, Working document, Version of 8 September 2015 at 18:00, pp. 21–22.
- (12) *Ibid.*, p. 20 ; 浦上、前掲論文（注10）、8ページ。
- (13) Draft Agreement and Draft Decision on Workstreams 1 and 2 of the Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action, Work of the ADP Contact Group, Version of 23 October 2015@23:30hrs, pp. 16, 42.
- (14) Draft Paris Outcome: Revised Draft Conclusions Proposed by the Co-Chairs (FCCC/ADP/2015/L.6/Rev.1), 5 December 2015, pp. 11, 29 ; 浦上、前掲論文（注10）、9ページ。
- (15) 浦上、前掲論文（注10）、11ページ。
- (16) 同上。
- (17) Bodansky, Brunnee, and Rajamani, *supra* note 5, p. 239.
- (18) Decision 1/CP.21, para. 49.
- (19) Task Force on Displacement, “Report of the Task Force on Displacement,” 17 September 2018, https://unfccc.int/sites/default/files/resource/2018_TFD_report_17_Sep.pdf.
- (20) *Ibid.*, Annex VI – The Report of the Stakeholder Consultations Meeting, 13–14 May 2018, Geneva, Switzerland, p. 56.
- (21) UN General Assembly, Resolution Adopted by the General Assembly on 19 December 2018 (A/RES/73/195), 11 January 2019.
- (22) Human Rights Committee, Views Adopted by the Committee under Article 5 (4) of the Optional Protocol, Concerning Communication No. 2728/2016 (CCPR/C/127/D/2728/2016), 7 January 2020, para. 3.
- (23) International Law Association, *Report of the Seventy-Fifth Conference Held in Sofia August 2012*, p. 395.
- (24) David D. Caron, “When Law Makes Climate Change Worse: Rethinking the Law of Baselines in Light of a Rising Sea Level,” *Ecology Law Quarterly*, Vol. 17 (1990), pp. 634–635.
- (25) *Ibid.*, p. 650.
- (26) Kainaki II Declaration for Urgent Climate Change Action Now, Tuvalu Funafuti, “Fiftieth Pacific Islands Forum,” PIF (19) 14, 13–16 August 2019, Forum Communiqué, para. 14, <https://www.forumsec.org/wp-content/uploads/2019/08/50th-Pacific-Islands-Forum-Communique.pdf>.
- (27) 奥脇直也「海洋と人権——国境管理措置と不法移民の人権保護を素材に」、松井芳郎・富岡仁・坂元茂樹・薬師寺公夫・桐山孝信・西村智朗編『21世紀の国際法と海洋法の課題』、東信堂、2016年、126–163ページ、石井由梨佳「海上不法移民に対する『押戻し』措置」『国際問題』No. 674 (2018年)、26–37ページ。
- (28) 規律の概要についてはさしあたり、Jasmine Coppens, “Interception of Migrant Boats at Sea,” in Violeta

Moreno-Lax and Efthymios Papastavridis eds., *“Boat Refugees” and Migrants at Sea: A Comprehensive Approach: Integrating Maritime Security with Human Rights*, Brill/Nijhoff, 2017, pp. 199–221.

- (29) McAdam, *supra* note 2, pp. 261–262.
- (30) 遭難救助義務についての近年の議論として、Lisa-Marie Komp, “The Duty to Assist Persons in Distress: An Alternative Source of Protection against the Return of Migrants and Asylum Seekers to the High Seas?” in Moreno-Lax and Papastavridis eds., *supra* note 28, pp. 222–247.
- (31) R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, p. 63; Douglas Guilfoyle, *Shipping Interdiction and the Law of the Sea*, Cambridge University Press, 2009, pp. 201–202.
- (32) Human Rights Committee, List of Issues in Relation to the Second Periodic Report of Malta, Addendum: Replies of Malta to the List of Issuesx (CCPR/C/MLT/Q/2/Add.1), 21 November 2014, paras. 55–56.
- (33) Human Rights Committee, Concluding Observations on the Second Periodic Report of Malta (CCPR/C/MLT/CO/2), 21 November 2014, para. 17.